平成２８年（フ）第６２３４号
東京都板橋区富士見町34―10―201
破産者　中村真知子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３７５号
大阪府岸和田市土生町５丁目１－７―203
破産者　西岡　孝子（旧姓高津）
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５１９号
東京都杉並区桃井３丁目１―16
破産者　西島　健彦
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９６２号
東京都北区赤羽台２丁目１―36―304
破産者　西川　清文
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９０９号
東京都港区高輪３丁目10番38号　ターレル高輪２階
破産者　株式会社ＦＣサポート
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９５９号
東京都杉並区方南２丁目21番５号　高橋ビル301号
破産者　株式会社フアーストホーム
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０６５号
東京都中央区日本橋３丁目８番16号
破産者　株式会社企画六六零
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０６６号
東京都千代田区飯田橋３丁目３番11号
破産者　有限会社企画六六四
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１０８号
東京都世田谷区東玉川２丁目５番７号
破産者　株式会社ナツメ田園調布
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１３５号
東京都八王子市弐分方町410番地
破産者　株式会社島田商店
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１３６号
東京都八王子市元八王子町２丁目1215―１―105
破産者　島田　一郎
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１３７号
東京都八王子市元八王子町２丁目1215―１―105
破産者　島田恵美子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１４１号
千葉県浦安市舞浜２丁目17―９
破産者　阿部　　稔
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１９２号
島根県出雲市湖陵町板津115、住民票上の住所東京都葛飾区新小岩４丁目44―５
破産者　三原　誠二
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１９３号
東京都江戸川区新堀２丁目17―13　ハイツオリオンＣ―103
破産者　二岡　賢二
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２２７号
愛知県名古屋市千種区東山通４丁目20―303
破産者　田中　幸代
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２３０号
東京都葛飾区金町４丁目10番10号
破産者　株式会社報翔グラフ
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２３１号
東京都葛飾区東水元２丁目５―13　マイネ水元公園Ｂ棟201
破産者　小島　和夫
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２７０号
東京都江東区枝川１丁目９―26―515、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山５丁目６番６号
破産者　日本防錆工業株式会社
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２７１号
東京都江東区枝川１丁目９―26―515
破産者　川上　武男
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２５号
埼玉県川口市並木１丁目12―28―501　トーカンマンション川口第２
破産者　松苗　裕一
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部